

公益社団法人豊田市シルバー人材センター 令和8年度事業計画

【はじめに】

企業における65歳までの雇用継続制度の定着や、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されるなど、高齢者雇用の多様化が進む中で、シルバー人材センターの60歳代の入会者は減少傾向にあり、会員の平均年齢は年々上昇しています。また、令和2年度以降、コロナ禍の影響により会員数が減少し、現状でも下げ止まっていない状況であります。

一方で、人生100年時代において、地域の高齢者の就業を通じた地域社会への貢献や、高齢者の生きがい・居場所づくりの場として、シルバー人材センターは重要な役割を担っています。今後も、地域の特性や実情を踏まえた取組を強化していく必要があります。

当センターでは、令和7年度を初年度とする「第4次基本計画」を策定し、「会員の活動促進」、「就業の推進」、「安全就業の徹底」、「組織基盤の強化」の4つを計画の柱に掲げて、各事業に取り組んできたところでありますが、2年に一度の役員等の一斉改選を迎える年にあたり、新役員をはじめ会員・役職員が一丸となって、より一層の入会促進と就業の拡大、会員同士の交流活動の活性化など、法人運営及び事業活動の充実に取り組んで参ります。

また、令和6年11月に施行されたフリーランス法への対応として、国が示した新たな契約方法への円滑な移行を行うため、発注者等への丁寧な対応や、「smile to smile」等を活用してデジタル化を推進し、業務の効率化等による財政基盤の強化に努めます。

今年度においても、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の原点に立ち、会員・役職員が一丸となって魅力のある組織を目指して、以下の事業の推進に取り組んで参ります。

【重点事項】

- 1 会員の活動促進
- 2 就業の推進
- 3 安全就業の徹底
- 4 組織基盤の強化

【具体的な取組】

1 会員の活動促進

入会効果が最も高い、会員の友人や家族を誘っての入会を促進し、会員の拡大を図るとともに、会員相互の交流や会員の希望、能力、就業条件等のニーズを把握し、会員一人ひとりに適した就業先の確保に努めます。

また、クラブ活動や同好会活動、作品展示など、就業以外の分野でも会員がイキイキと活躍できる場づくりを推進します。

(1) 新規入会の促進

- ・シルバーの組織体制の理解を主眼においた入会説明会の実施
- ・SNSを活用した広報活動の推進

(2) 退会抑制への取組

- ・内職サロンの就業体験、サテライト展開及び就業相談会の開催

(3) 会員相互の交流促進

- ・クラブ活動及び同好会活動の積極的推進
- ・各委員会による積極的な交流イベント開催

2 就業の推進

就業機会の確保・拡大は、会員の拡大の取組とともに「会員の希望に応じた仕事を確保し、会員の就業機会を提供する」というシルバー事業の使命を果たすための両輪をなすものです。事業所、家庭、公共団体に対してシルバー事業の周知を強化し、就業機会の確保・拡大を図ります。

また、あわせて会員の高齢化が進展するなか、高齢会員でも無理なく就業できる仕事の創出・確保に取り組みます。

(1) 企業・団体への就業開拓

- ・公共機関や民間事業所等におけるニーズの調査、新たな就業先の開拓
- ・企業及び福祉事業所等への訪問、仕事の切り出しによる仕事の獲得

(2) 年齢を重ねても活躍できる環境整備

- ・内職サロンの開催場所や開催日程などの拡充

(3) シルバー派遣事業の積極展開

- ・派遣事業に特化したチラシを作成し、周知手段を強化するとともに派遣先の拡充

(4) 独自事業の充実

- ・会員の生の声を聞くなど、アンケートに基づいた新規独自事業班の立ち上げ

(5) 地域の困りごとへの対応

- ・社会福祉協議会との連携を強化し、シルバー事業として可能性のある地域課題の開拓

3 安全就業の徹底

「就業中や就業途上の事故を起こさない。安全を全てに優先させる」を念頭に置き、安全・適正就業パトロールの継続実施や安全講習会の開催を通して、会員一人ひとりの安全就業に対する意識を啓発し、安全就業の確立に取り組めます。

また、引き続き、夏期の気温上昇や会員の高齢化に伴う健康リスクなどに留意し、就業環境の整備を進めていきます。安全・丁寧な仕事を行うことで、発注者からの信頼を更に高め、より多くの就業機会の獲得に繋げてまいります。

(1) 重篤事故・賠償事故・就業途上の事故「ゼロ」への取組

- ・自走式草刈機等の飛び石抑制機械の積極的な導入
- ・事故を起こした班を対象とした安全教育の徹底

(2) 安全な就業環境の整備

- ・酷暑対策に対する助成の拡充

(3) 会員の健康維持への取組

- ・認知症サポーター養成講座の開催による、認知症の理解促進及び会員同士が助け合う風土の醸成

4 組織基盤の強化

センターの安定的かつ継続的な運営を維持確保するために、中長期展望に立った財政見通しを的確に行い、自立的運営基盤を強化し、効率的運営と財政基盤の強化を図ります。

あわせて、センター運営の基本である会員の自主的・主体的な運営に向けて、会員が就業だけでなく、会員相互の連帯や交流をはじめ、センター事業を推進する様々な活動に参加し、活動の担い手になるように取り組めます。

(1) 委員会・部会活動の活性化

- ・基本計画、年度計画に基づいた委員会・部会の活動強化
- ・会員の組織参画のあり方に関する検討

(2) 危機管理体制の強化

- ・個人情報保護の徹底
- ・事故、苦情等に対する迅速な対応

(3) デジタル化の推進

- ・「smile to smile」のログイン登録者増加と情報発信の強化
- ・ペーパーレス化の推進

(4) 財政基盤の強化

- ・ 運営資金の確保と法改正への適切な対応

(5) 職員の資質向上

- ・ 各種先進事例の情報収集

(6) 指定管理施設の運営

指定管理者として、引き続き施設（下記6契約）の「安心・安全」な適正管理と市民の一層の利用促進を図ります。

《協定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日》

- ① 豊田市福祉就業センター（ふれあいの家・山室花はうす）
- ② 豊田市旭総合体育館等（旭総合体育館・旭武道場・旭弓道場・矢作川島崎公園）
- ③ 豊田市農林漁家高齢者センター
- ④ 豊田市稲武夏焼グラウンド
- ⑤ 豊田市下山基幹集落センター及び下山憩の家

《協定期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日》

- ⑥ 緑の公園及び小原トレーニングセンター

(7) 国の制度改正等への対応

令和6年11月に施行されたフリーランス法（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）に適応したセンター事業における契約関係を見直し、会員・発注者への説明、契約関係書類の整備等、令和8年度からの新たな契約方法への移行を適切に進めます。